

平成20年度ゆめわざものづくり支援事業
NICO 提携保証制度

事業案内

平成20年8月

財団法人にいがた産業創造機構

目 次

平成20年度ゆめわざものづくり支援事業

●制度の目的	1
●応募対象者	1
●事業の種類及び交付条件など	2
●応募の方法	6
●助成事業認定の決定方法について	6
●事業計画の評価基準について	6
●助成事業者の義務	7
●助成事業認定後スケジュール	7
●申請から助成金支払いまでの流れ	8

NICO 提携保証制度

●制度の内容	9
●申請方法及び受付期間	9

助成金の受付相談窓口	10
------------	----

記載要領	11
------	----

事業計画書様式	15
---------	----

留意点

・募集期間の変更

本年度から募集期間を設けました。日程については応募の方法(5ページ)をご確認のうえお間違えのないようご注意ください。

●制度の目的

新潟県には高度な技術や優れたアイデアを持つ企業が数多くあります。21世紀の県経済の発展や雇用の場の創出のためにも、これらの企業が大きく成長していくことが期待されています。このため、(財)にいがた産業創造機構では、これからの新潟県経済を担うべく、大きく成長する可能性のある新事業展開や有望な産業分野への進出に向けた事業計画を広く募集し、優れた案件と認められるものに対して経費の助成を行います。

●応募対象者

本事業に応募できる方は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者(個人事業者を含む)又は法人格を有する中小企業等の団体です。具体的には新潟県内で研究開発等を行う方で、業種ごとに定められている資本金基準と従業員基準のいずれか一方の基準を満たしていることが必要です。(ただし、県外で研究開発等を行う場合は助成対象外となります。)

1 法人及び個人の場合

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※「資本金」は、資本の額又は出資の総額をいい、従業員は、常時、使用する従業員をいい、事業主、会社の役員、臨時の従業員を含みません。

ただし、上記基準を満たしていても、次の方は対象となりません。

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業(特定ベンチャーキャピタルは除く)の所有に属している中小企業者。
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業(中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者)の所有に属している中小企業者。
- ウ 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者。

2 団体の場合(任意の団体は助成対象になりません)

事業協同組合、企業組合、商工組合等の各種組合などが対象になります。ただし、一部対象にならない組合等もありますので、詳しくは受付窓口にご相談ください。なお、任意団体は対象になりません。

●事業の種類及び交付条件など

1 ゆめづくり支援事業、新連携ゆめづくり支援事業

ゆめづくり支援事業は、独自の技術やアイデアを新たな事業展開へ結び付けるための準備(企画・調査・立案及び事業可能性調査等)に要する経費を助成します。また、新連携ゆめづくり支援事業は、異分野の中小企業が連携して、独自の技術やアイデアを新たな事業展開へ結び付けるための準備(企画・調査・立案及び事業可能性調査等)に要する経費を助成します。

助成金額	ゆめづくり50万円～100万円、新連携ゆめづくり50万円～200万円
助成率	助成対象経費の1/2以内
助成対象経費	100万円以上
助成期間	交付決定日から平成21年3月31日

(助成対象経費)

経費区分	助成対象経費
調査費	各種調査分析、図書・資料購入に要する経費など
研修・指導費	事業のために必要な技術研修に要する経費や専門家から指導を受けるために要する経費など
試作費	事業可能性調査等を実施する際に必要となる試作品を作成するための原材料の購入や外注加工に要する経費など ただし、金型費、機械装置費、労務費、申請団体内の会員による外注加工費等は対象になりません。
その他の経費	助成事業期間内に得た事業成果に関連する産業財産権のうち、特許法、実用新案法、意匠法に定められた権利を取得するための弁理士への手続代行費用及び翻訳料等に要する経費 ただし、特許庁に納付される経費(特許出願手数料、審査請求料及び特許料等)、拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費は計上できません。

(注) 消費税及び銀行等口座振込み手数料は助成対象経費にはなりません。

2 わざづくり支援事業

(1) わざづくり助成金(一般枠)

新規性の高い技術等の研究開発事業に要する経費の一部を助成します。

助成金額	100～500万円
助成対象経費	200万円以上
助成率	助成対象経費の1/2以内
助成期間	交付決定日から最長1年間

※わざづくり支援事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域中小企業応援ファンドを活用して平成19年6月に造成した「にいがた産業夢おこし基金」の運用益で新たに実施しております。

※スーパーわざづくり支援助成金、かんぱんづくり支援助成金の募集は終了しました。

3 ものづくり支援事業

独自の技術やアイデアなどで新規性の高い画期的商品の開発に要する経費の一部を助成します。

助成金額	50～300万円
助成率	助成対象経費の1/2以内
助成対象経費	100万円以上
助成期間	交付決定日から平成21年3月31日)

(助成対象経費)わざづくり、ものづくり共通

経費区分	助成対象経費
原材料費	主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
構築物、機械装置、工具器具費	構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕、借上に要する経費 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、修繕、借上料
外注加工費	原材料の再加工等の外注に要する経費
委託費	技術指導の受入に要する経費、試験・検査に要する経費、 研究(開発)委託費、共同研究(開発)委託費、デザイン委託費、設計委託費
その他の経費	助成事業期間内に得た事業成果に関連する産業財産権のうち、特許法、実用新案法、意匠法に定められた権利を取得するための弁理士への手続代行費用及び翻訳料等に要する経費 ただし、特許庁に納付される経費(特許出願手数料、審査請求料及び特許料等)、 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費は計上できません。

(注) 消費税及び銀行等口座振込み手数料は助成対象経費にはなりません。

●採択予定件数

ゆめづくり・新連携ゆめづくり・ものづくり 3 件程度、わざづくり 4 件程度

●応募の方法

1 応募書類の作成

希望する支援事業のいずれかを選択し、事業計画書、事業費明細書を作成してください。事業案内、事業計画書、事業費明細書、記載例は、NICO ホームページ (<http://www.nico.or.jp>) からダウンロードできます。

2 添付書類

応募書類の他に、直近2期分の決算書写し(創業1年以内で決算書が添付できない場合は、法人登記簿謄本の写し)と事業の内容がよくわかる基礎研究データ、開発品の概略図、システム説明図等の資料等も提出してください。

3 応募期間 平成20年8月1日(金) ~ 8月20日(水)

※応募書類を提出する前に、まずは NICO までご相談ください。

●助成事業認定の決定方法について

1 書面審査を通過した事業計画については、審査会でプレゼンテーションを行っていただき、事業認定の採否を決定します。結果は、文書で連絡します。

2 予算枠に達し次第、募集を締切りますので、お早めに申請してください。

※採択されると、企業名、代表者名、事業テーマ、住所、業種、設立年月、資本金、従業員数、電話番号、採択年度、助成事業の区分を公表いたします。

なお、不採択の理由についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

●事業計画の評価基準について

市場面、技術面及び資金面から、以下のポイントを重点に評価を行います。

- 1 計画の実現性(人材・資金調達)
- 2 既存技術・商品と比べた競争力(差別化・優位性)
- 3 販売方針(販路、市場[誰に?どこに?])
- 4 技術開発(適用)の方向性
- 5 技術・アイデアの水準(同業他社との比較)
- 6 地域経済等への波及効果 他

●助成事業者の義務

助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

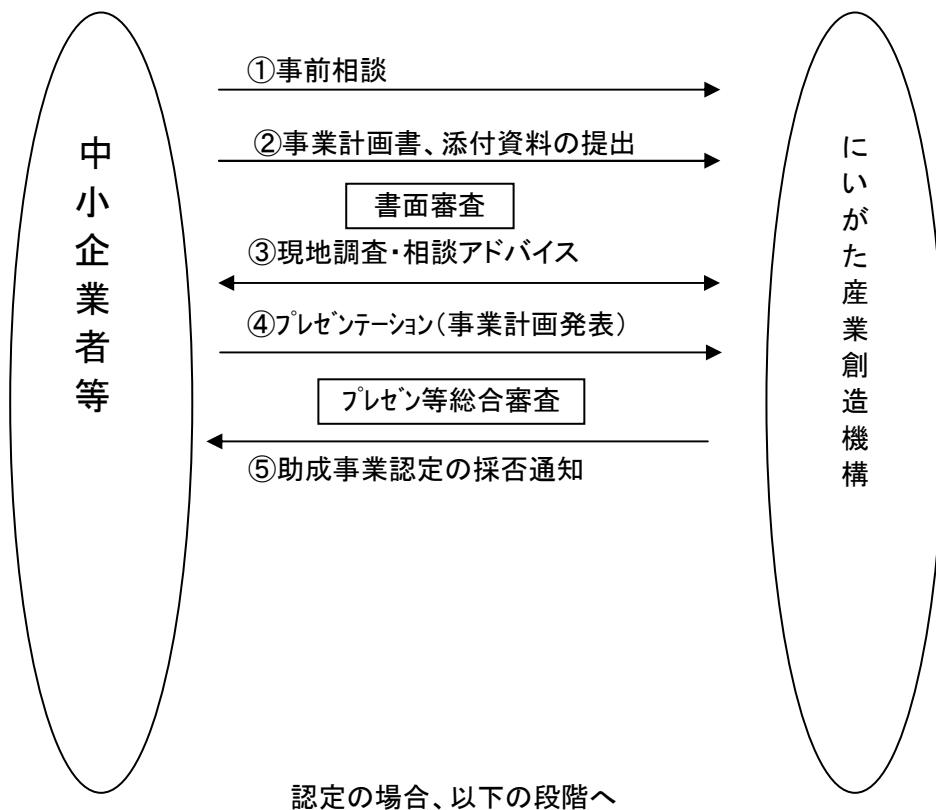
- 1 助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- 2 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業の遂行状況について、遂行状況報告書を提出すること。
- 4 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 6 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- 7 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 8 事業終了後3年間(わざづくり支援事業については最長10年間)、各年における助成事業成果の企業化状況を報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

●助成事業認定後のスケジュール

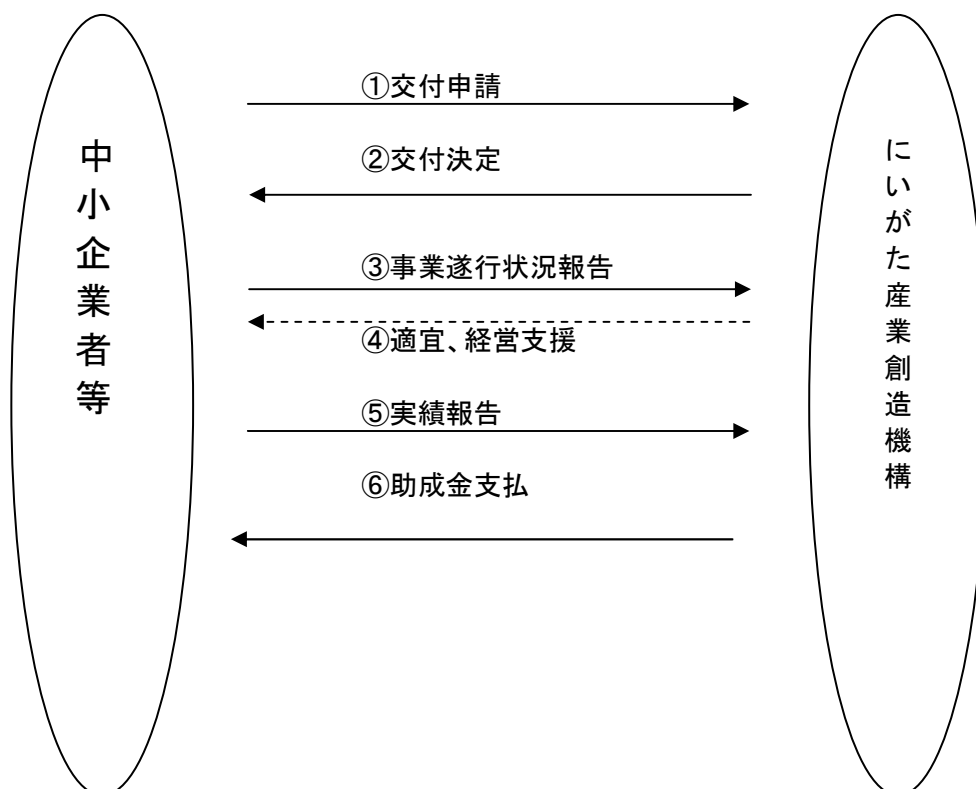
- 1 説明会(内示通知後)
経費の執行方法や事業の進め方をご説明します。
- 2 助成金交付申請書の提出(内示通知後)
- 3 交付決定(交付申請後)
交付決定日以降に発注(契約)した物品等が、助成対象となります。
交付決定日前において、発注(契約)した物品等は、助成対象になりません。
- 4 事業遂行状況報告書の提出
事業の進捗状況の中間報告を行っていただきます。随時、現地調査も行います。
- 5 実績報告書の提出(事業の完了後)
- 6 助成金の支払い
助成金の支払いは、実績報告書を確認した後行います。

●申請から助成金支払いまでの流れ

(第1段階)申請から助成事業認定までの流れ



(第2段階)助成金交付決定から助成金支払いまでの流れ



NICO 提携保証制度

「ゆめわざものづくり支援助成金」の交付決定者で、にいがた産業創造機構の推薦を受けられる方を対象とした、新潟信用保証協会との提携保証制度です。助成金は、助成事業終了後の清算払いとなりますので、その間のつなぎ資金、または助成事業終了後の事業化のための長期資金の調達を支援する制度です。

● 制度の内容など

制度の種類	NICO 提携保証 I (ニコット I) ●つなぎ資金	NICO 提携保証 II (ニコット II) ●長期資金
資格要件	助成金の交付決定を受けた中小企業者で NICO の推薦を受けられる方	
資金用途	助成対象事業に係る運転資金または設備資金	
保証限度額	助成金交付額の範囲内	1,000 万円 ※ただし、助成金交付年度においては助成金交付額が上限。
保証期間	助成金支払い予定日まで	運転資金 5 年 設備資金 7 年
返済方法	分割または一括返済	分割返済
連帯保証人	個人事業者の場合は不要。法人の場合、法人代表者(実質経営者を含む)	
担保	不 要	
保証料率	保証協会所定料率	

● 申請方法及び受付期間

保証推薦申込書(本書 37 ページ)及び個人情報の提供に関する同意書(本書 38 ページ)を記載し、にいがた産業創造機構まで提出してください。申請受付は随時行っています。

助成金の受付相談窓口

助成事業の申請やお問い合わせは(財)にいがた産業創造機構へ、技術面のご相談については最寄りの技術支援センターまでお願いします。

受付窓口	住所	電話 FAX
(財)にいがた産業創造機構 経営支援グループ ものづくりチーム I	〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル 9階	代表 025-246-0025 直通 246-0051 FAX025-246-0030

技術相談窓口	住所	電話 FAX
工業技術総合研究所	〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-1	025-247-1301 025-244-9171
工業技術総合研究所 下越技術支援センター	〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-1	025-244-9168 025-241-5018
工業技術総合研究所 県央技術支援センター	〒955-0092 三条市須頃1-17	0256-32-5271 0256-35-7228
工業技術総合研究所 県央技術支援センター加茂センター	〒959-1313 加茂市幸町2-2-4	0256-52-0133 0256-52-9010
工業技術総合研究所 中越技術支援センター	〒940-2127 長岡市新産4-1-14	0258-46-3700 0258-46-6900
工業技術総合研究所 上越技術支援センター	〒943-0171 上越市藤野新田 349-2	0255-44-6823 0255-44-3762
工業技術総合研究所 素材応用技術支援センター	〒954-0052 見附市学校町 2-7-13	0258-62-0115 0258-63-3586
醸造試験場	〒951-8121 新潟市中央区水道町 2-5932-133	025-222-4568 025-224-0957